

第十一卷 第一號

大正十五年一月一日發行

(通卷第四十一號)

研 究

近世女子結髮の淵源

文學博士 高 橋 健 自

一 歷世女裝考の所説

我が國中世の女子が垂髮を常としたことは、文獻の上からも古畫の上からも察せられるが、近世の江戸時代に至つては、社會の上下を通じて一般に結髮が行はれ、しかもその結髮には色々の型式があつて、やがて明治時代に及んだことは風俗史家の齊しく認識するところである。吾輩はこの垂髮から結髮にうつる過程に關し聊か管見を録して識者の示教を請はうと思ふ。

女子結髮の初期に關しては生川春明の近世女風俗考や近年の書では大正七年の刊行にかゝる稻葉小千氏の日本結髮史中にも多少の記述はあるが、山東京山(岩瀬百樹)の歷世女裝考が最權威ある書であらう。この書は紫式部日記に貴婦人の髪上げ

したる状を形容して「唐繪をおかしげにかきたるやうなり」とあるによつて、後に唐輪と呼んだ結髮は支那式の流れてあらうことを論じて、先づ太平記に少年の結髮に唐輪があり、東鑑に坂額が童の如く髮を上げたところのも唐輪なるべきを記し、更に小松軍記及び武者物語抄の髮を唐輪に結つたことを引用し、最後に彦根屏風の雙六を見てゐる女子と殆ど同じ繪を掲げてその髮風を唐輪と斷じ、紫式部日記の髮風はこの類であらうと推定したのである。その他の女子結髮に就いてもこの書の所説は他の書に優つてゐる。不肖またこの書を読んで益を得たことが少くない。茲に鄙見を披瀝するに先だち特にこの書を紹介して敬意を表する。

慶長頃に於ける女子結髮に唐輪といふ一型式のあつたことは吾輩も認める。そしてそれが太平記以下の所見と連絡あるべきことは賛成する。しか

しながら藤原時代の晴れの場合に行はれたる貴婦人の髮上げの流れが、後世唐輪の稱呼を以て遺つたといふことや、その唐輪を古畫によつて如實に示した結論に至つては、遺憾ながらその正しからざるを辨せざるを得ない。

晴れの場合に於ける髮上げはいふまでもなくもと公式に容儀を整へるためであるから禮装に屬する。近世初期に行はれたる女子の唐輪は、之に反して輕装を目的として非公式に機に應じて措置した髮風の延長であるから、兩者の間に系統が認められない。又彼の彦根屏風繪の鬘は江戸時代に行はれた兵庫鬘の古様を徵すべきもので、唐輪とは沒交渉である。詳細は後又それぞれの條下に述べよう。

二 輕装に於ける中世女子の髮風

中世の女子は垂髮が常であつたとはいへ、多少

勞働らしいことに従ふ場合には、垂髪そのまゝでは不自由であるから、動作に便なるやう臨機の措置を取つたのは自然の趨勢である。伊勢物語（群書類従本）に河内の高安の女のことを記して。

まれく彼の高安に来て見れば、初こそ心にくもつくりけれ、今はうちこけて、髪を頭に巻き上げて、おもながやかなる女の、手づから飯匙を取りて籠子の器に盛りけるを見て、心うがりていかずなりにけり。

ごあるを見ても表向きならぬ無遠慮な場合の髪風が察せられる。又落窪物語に、

御前に参らむきて、頭かいくだしなきてゐたりけり。などあるのも、巻き上げたる髪を搔き下して垂髪を整へた状を録したもので、卷上髪の内々の扮装を垂髪の際の装ひに復したのである。此等の文献によつて女子が必要に應じて臨時に髪を巻きあげて結ぶ風習が、遠い昔からあつたことが知られる。室町時代の書なる大上臈御名之事（活字本群書類

從第十四輯所收）に當時の實際を記して。

宮仕なごせぬ時、また道なき行く時、かもじ長くてわろき時は、下の結びたるまころを、右のかたにわなのあるやうに髪をわけて、さて下の結びたるまころに別の引裂にて結びつくるなり。ぬる時もよし。

ごあるのもこの遠い昔からつゞいた風習の流れで



第一圖 春日記六載所

あらう。平安朝に於けるこの髪風を徴すべき古畫は未だ見當らないが、鎌倉室町兩時代の繪には往々見受け

る。第一圖の春日驗記六に見るところや、第二圖に示す七十一番職人盡歌合の機織女の如きは



第二圖 職人盡歌合

その好例で、かういふ風に巻き上げて結つてない場合にはこの時代の繪卷に往々見る如く

髻で以て頭部を纏いてゐるのが當時の女子勞働姿に於ける髮風であつた。

三 古畫に現はれたる主要なる結髪

中世に於て頭髮を長くしてゐたのはひとり女子のみではなく少年も亦同様であつた。牛車に隨ふ童の如きは可なりの老人でも尙且垂髮して、後頭部で元結で結束してゐたのである。しかしながら彼等少年も武裝とか勞働とか或は旅行とか輕裝を要する場合には、自らその長髮に對する臨時の措置として結髪したのである。斯かる臨機の場合に於ける女子の結髪は古畫に徴とすべきものが乏しいけれども、少年のそれは割合に多く、成年男子のそれも亦稀に見受ける。平治物語・前九年合戦・春日驗記・法然上人繪傳・石山寺縁起・十界圖・慕歸繪・清水寺縁起等の古畫は孰れもそれら結髪の状態を見るべき好資料である。今それらの資料中一二

の特殊なるものを除き稍普遍的なるものを分類すると左の六類に分つことが出来る。

一、丸形 平治物語繪、前九年合戦繪、十界圖、大江山繪。

二、長螺形 春日驗記、石山寺縁起。

三、蛇目形 清水寺縁起、酒飯論。

四、片縮結 法然上人繪傳。

五、島田形 法然上人繪傳、慕歸繪。

六、朶形 法然上人繪傳、春日驗記。

此等管見に觸れた一々を列擧するは餘りに煩瑣であるから、こゝにその各につき代表的の圖を一つ

第三圖 平治物語繪(院御所後討)所載



づゝ掲げてごんな場合の髮風かを略説しよう。

第三圖は平治物語繪詞所見で、朶丸を着て馬に跨り、太刀の柄に右手をかけてゐる少年で丸形に

第四圖 十界圖(火災)所載



結髪し、髻の根本に元結が少し見え、髪の巻き餘りが前方に挺出してゐる。同繪卷にはこの類の結髪少年が少からず見える。大概元結が見えないが、これは特に書き表してある。



第五圖 石山寺縁起所載

前九年合戦繪所見も全く同式で、元結が判きり見えな
いが、髪の先が巻き餘つて

前方へ出てゐる。吾輩は之を第一類とする。第四圖に示す十界圖の騎馬武者に隨つて走る少年の髪風も巻餘りが見えないけれども矢張類を同じうするものであらう。

第五圖は石山寺縁起繪詞に載する所で、胴丸を着用した稚兒が弓に矢を番ひて、右手の食指に唾して將に弓を引かうとする光景で、髪の巻き方が長螺形になつてゐる。これには元結が見えないが、春日驗記四所載には明に平元結が施してある。此等を第二類とする。今之を第一類の丸形に比するに、その長くなつたのは巻き方の異つた結果、自ら鬘形に變化を與へたに過ぎぬであらう第六圖 清水寺縁起下所載が、これは別に一類と見做すを適當と信ずる。



第六圖は清水寺縁起繪詞下に見えたる旅行姿の少年の結髪で、第三類を代表す

べきものである。同繪詞にはこれに類する少年の髪風が數箇所見えるが、これが最精細に表現されたもので、元結の結び目から豎に一線のあることが注意を要する。第七圖に示す酒飯論繪卷の少年

第七圖 酒飯論所載



は前向であるために結髪の一部分しか見えなけれど、髪のを巻き上げ方が具體的に見える。これは根元を結束した長い髪を輪狀に幾巻も巻いて後頭部に垂下してゐるもので、その輪狀部の中央の孔に元結を通して髻に懸垂したことが推察される。清水寺縁起繪に見える元結の結目から豎に引いた線は即ちそれを描寫したのであらう。こゝに蛇目形といったのは斯くの如き輪狀結髪に對する假稱である。

第四類は稀に見る髪風で、第八圖の法然上人繪傳三十八所載はその代表的資料である。これは直

第八圖 法然繪傳三八所載



垂を着用し見せ鞆かけた腰刀をさし、右手に扇を翳して瑞雲から發せる靈光を仰ぎ見る少年で、武装などは違ひ、唯路上の扮装であるから、髪

第九圖 幕版繪三所載



るを要せぬので、かくの如くゆるく片縮にしてひつこきに結んで事足つたでもあらう。
第九圖は京都西本願寺藏幕歸繪に載するところで、第五類の一般を示したのである。これは胴丸を着し、左手で尻鞆をかけた太刀の柄を握り、右手に松明をさしあげて居る人物で、烏渡女子のやうにも見えるけれども、この繪卷の他の部分にこの種の結髪少

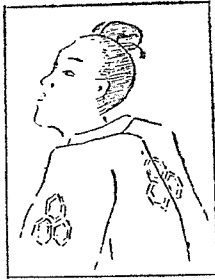
第十圖 法然繪傳三十三所載



年もあり、法然繪傳三十三には第十圖に示す如き髻のある男子にも例があるから、これは男女共通のやうである。この結髪型式は後世の島田に類してゐるから島田形と命名した。

第十一圖は法然上人繪傳所載で、少年といふよりは寧ろ青年男子らしいのに見るところで、第六類に屬すべきものである。こゝに示したのは大紋

第十一圖 法然繪傳二六所載



の直垂を着、左に太刀を脇ばさんだ武士である。自分の見たのは模本で、未だ原本で確めてゐないから甚だ不十分であるが、春日驗記

にはこの種の鬘に元結を施したのもある。

四 少年結髪の文献的徴證

上文所述の結髪及びその分類は専ら古畫に據つたのであるが、それらの鬘の稱呼に關しては、勿論それらを收めたる繪の詞書などには見えないけれども、幸にして他に二三文献の徴とすべきものがある。太平記二の唐崎合戰の條に、海東左近將監が岡本坊の快賢に打たれた時、海東の子息幸若丸といふ十五六の少年が見物人の中からおどり出で、快賢に斬つてかゝつたところに、「髮唐輪に上げたるが」とあるので、京山の記した如く當時の少年結髪の一型式に「唐輪」といふのがあつたことが知られる。

又八幡愚童訓(享祿五年快元の奥書がある)に神功皇后の御出征を記して、「緑の御髪をびんづらに取り、から輪にわけて御甲を召し」とあるのは、いふまでもなく女子本來の結髪ではなく臨時に男

装し給うたことを叙したので、日本書紀所載を時代化させた書きぶりである。元來はびんづら即ち「美豆良」なる上古男子結髮の稱呼のみで足るべきのに、更に「唐輪」といふ蛇足を附け加へたのである。しかしながら吾々は之によつて室町時代に唐輪といふ髻の存在を知り得るのみならず、それが本來男子の髮風であつたことをも知り得るのである。太平記の幸若丸の唐輪の如きは即ちそれを裏書してゐるのである。

更に遡つて東鑑一七、城資威籠城の條に坂額の扮装を録して、「如童形令上髮」とあるのは、女子も從軍の場合には少年の武装の時と同様の結髮をしたことを吾々に告げるのである。但し坂額の記事には唐輪とは書いてないから、果して幸若丸の結つたやうな髻であつたかどうか問題である。或は同様な髻であつたけれども當時は未だ唐輪の稱呼がなかつたのかも知れない。

垂髮に對する臨機の處置は上文所述の如く平安時代から既に女子の間に行はれたのであるけれども、東鑑に坂額の扮装を録して、「童形の如く髮を上げしめ」とあるより考へると、この時代にも女子結髮には未だ定型がないけれども少年には略一定の型式が成立してゐたと見える。換言すれば女子が髮を臨時に巻き上げることがは少年の結髮に比して遅れたとはいへないが、その結髮が定型を産み、隨つてそれに對する名稱も出來たのは、少年の場合に始まつたことが首肯されるのである。少くとも鎌倉時代に於ける女子臨機の結髮型式は女子本來のものではなく、少年のそれに倣つたことだけは承認して可からう。

然るにこの唐輪といふ少年結髮型式が遂に少年から離れて女子にうつつたことはまさに興味ある事實である。小松軍記（慶長五年加賀の小松の城主丹羽長重が前田利長と合戦のことを記した本

で、群書類從第十三輯にある。歷世女裝考に天正頃の本とあるは誤)に出口の妻が「糟毛の髪をからわに結び、染帷子に上帯して酒罎と茶の湯を左右に持ちて、江口が陣に志し」とあるのは、戦時に於ける輕装の場合ではあるが、慶長頃の女子に唐輪といふ髻の行はれたことが察せられる。

五 唐輪の考

中世に於ける少年臨機の結髮型式は古畫に據れば前述の如く六種類あつたことを知つた吾輩は、更に太平記及び八幡愚童訓によつて當時の少年結髮型式の一に唐輪といへるものがあつたことを知り得たのである。然らば所謂唐輪はそれら六類の何れかに該當するであらうか。吾輩は茲に之を解決して見たいと思ふ。

松屋筆記(國書刊行會本)一一二に御先祖記五の卷といふを引いて、慶長十四年島津家久が琉球王

を江戸に伴れて來た時、その小姓二人の蛇味線の上手なることを記して。次に、

此時まで日本の女髪を結ふに、からわを小さくして、より元結にて結び、其上を袱紗にて包みたるが、琉球の髪の結びやうを見てより、廣き帯をし、廣元結にてゆひて、元結の端をまぐるなり。

と原文を出してゐる。吾輩は未だ御先祖記がいつ編纂されたものかを確めてゐないが、この文に據れば慶長十四年頃の女子は唐曲を小形に結び、その上を袱紗で包んだことが知られる。ところが東京帝室博物館列品に恰度慶長頃と認められる犬追物及び見物の群衆を畫いた屏風が一雙ある。

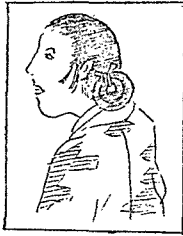


第二十圖
犬追物屏風繪所圖

この群衆中に第十二圖に示す如く留で後頭部にある髻を包んだ女子

が少からずある。こゝに掲げたのは淺葱の留であ

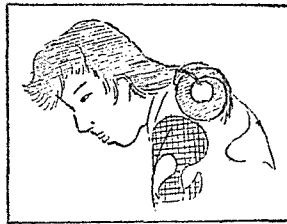
るが、他に種々異つた色のもある。山東京傳の骨董集に「お乳母日傘といふ諺のもと」と題し、寛永頃の繪として掲げてある繪にも、後頭部で結んだ鬘を紫の裂で包んだ状が見える。宮本勢助氏は集古會誌庚戌第三に佐伯正悌氏藏（今原富太郎氏藏）南蠻人上陸圖屏風及び渡邊溫行氏藏風俗畫屏風に同じ風俗が畫かれてあるのを掲げ、都新聞附録五七の記事を引用して、この髷包みを石榴袋といつた由を論せられた。石榴袋の稱呼はいつ頃から行はれたか、未だ之を詳にしないが、此等の髪風はたしかに前記の唐輪を袱紗で包んだといふのに該當するのである。



第十三圖犬追物屏風繪所載

然るに犬追物屏風繪には第十三圖に示す如く後頭部で髪を幾巻きも巻いて元結で結んであるのが、群衆中に幾人もゐる。骨董集所載の

繪にも袱紗包みせる一人の他の三人は矢張これと同じ髪風である。斯くの如き結髪はそれらの形、それらの位置から考へて、前者は後者を髷で褰んだので、第十三圖の如きは問題の唐輪を詳細に描寫したものであらうと思はれる。松屋筆記所引は特に「唐曲を小さくして」とあるけれども、犬追



第十四圖彦根屏風繪所載

物屏風繪等に見るところは必しも小さいのみには限らない。第十四圖に掲げた彦根屏風に見るところの髪風は、この唐輪が締りなくゆるくなつたのであらう。

以上松屋筆記所引御先祖記の文と犬追物屏風繪等に見るところと由つて觀れば、慶長頃女子結髪の一型式となつた唐輪は髪を後頭部に丸く巻き揚げたのであつたことが肯定されるであらう。但し

この場合に於て考慮せねばならぬことは此等の屏風繪に見える人物は極めて平和的な享樂氣分に満ちた状であることである。最初に掲げた七十一番職人畫繪の機織女の髮風も蓋し同系統に屬すべきもので勞働中とはいへ今も女工に見る如くこの圖も可なり暢氣な心持を寫したやうに思はれる。若もそれが小松軍記所記などの如く緊張した場合ならば、髮の結束も亦自らキリツとしたところがあったであらう。

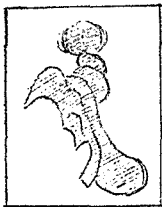
この結髮型式が未だ専ら女子のものとならず、少年のものであつた時代に遡つて考へるに際して、特に參考を要するのは前に第六圖に示した清水寺縁起繪下に見るところの少年の髮風である。これは渦卷になつてゐるところまで仔細に描寫してないけれども、蛇目形の中心に元結を通して結んだ状が第十三圖と對照して首肯されよう。隨つて問題の唐輪なることが察せられよう。第七圖の

酒飯論所見の少年は前向である爲に結髮の全部は見えず、僅に一部分しか見えないけれども、渦卷に卷き上げ状は全く第十三圖と同様であることが判る。なほ關保之助氏に據れば京都祇園の鉾の牛若丸の髮もこの風であるといふ。蓋し少年の唐輪が割合に後まで彼の鉾に傳はつたのであらう。惟ふに太平記等の時代に唐輪と呼ばれた少年の結髮はこの類のもので、之を前記分類に當嵌めれば則ち第三類に屬するのである。

六 兵庫鬘の起原

江戸時代初期に行はれた女子結髮型式の一に兵庫鬘といふのがある。その文献に見えてゐるのは、歴世女

第十五圖 女用鬘圖
葉所藏



装者や近世女風俗考などに引用してある俳書に徴すれば寛永頃からであるが、その形を

名稱と共に併記してあるのは貞享四年刊女用訓蒙圖彙などからであらう。第十五圖は即ちそれである。しかしながら斯くの如きは既に完成期に入り定型を成したもので、こゝまでに達するには必や相當の沿革があつたであらう。第十六圖に示す彦

第十六圖 彦根屏風所載



根屏風繪所見の如きはその古制を徴すべき資料に相違あるまい。最初に述べた如く歴世女裝考はこの圖を掲げてこの鬘を唐輪

と考定してある。けれども唐輪は上文所述の如く全く別系統に屬することが判明せるのみならず、型式の類同から推してこの圖は兵庫鬘と見做すべきである。第十七圖の松浦伯藏風俗屏風繪に見るところは更に遡つた古式で、未だ定型を成して居

らぬところに興味がある。

第十七圖 松浦伯藏屏風所載



此等は江戸時代初期に於ける女子結髪の一型式であるが、試みに前述の少年結髪の種類に對照すると、第四類の法然繪傳所見(第八圖)はたしかに類似が認められる。この類似は偶然の現はれと見るよりはその間に兩者系統連絡の存在を肯定する方が妥當と信ずる。

室町時代の書なる義經記の六に鶴岡若宮社前に於ける靜の舞を記した條に、

白き小袖一重唐綾を上に引重ねて、白き袴を踏みしだし、割菱縫ひたる水干に、たけなる髪を高らかに結びなし、薄化粧眉こまかかに作りなし。

とある。由來靜は世に熟知される如く白拍子である。白拍子とは平家物語にある通り、水干に立烏

帽子、それに白鞆巻をさして舞うたので、時人男舞といつた。ところがやがて烏帽子と腰刀とをやめて、水干と袴だけになつた。その水干が白水干であるから白拍子の名が起つたといふのである。鎌倉時代の遊女が水干を着用して紅袴を穿いたことは、法然繪傳に於ける室の津の遊女の状などにも見得る通りで、この場合に髪は垂髪である。然るに義經記の出來たころになつては、遊女に結髪が行はれるやうになつたと見えて、靜の舞姿を叙して殊更に髪を高らかに結ひなすとある。然らばこの高らかに結つた髪風はどんな型式であつたらうか。

白拍子は男舞といふ名にも察せられる如く男子に扮して舞うたのである。この場合にその男子は少年が適應はしい。大人の男子では奈良時代或は平安時代初期ならば兎も角、藤原時代以後に於ては髪の長さが短く、女子がその眞似をするには長

過ぎて困る。少年ならば女子と同じく長くして垂髪であるから、遊女が少年に扮することは適應はしいのみならず、特に髪風の模倣が容易である。この關係から考へて、靜の高らかに結ひなしたといふ髪風は少年の結髪に擬したであらうことが略推定されよう。而してこの高らかに結ひなしたといふ型式を古畫に徴するに、前掲諸圖に見る如き近世初期に行はれた兵庫髻系が最適當する。況や少年結髪の一型式に第八圖に示した如き一類があるに於ては、その縮の部分を高く持上げれば事足りるのである。

この考察にして誤りがなければ、兵庫髻といふ近世初期の髪風は、唐輪と同じやうにもと少年に行はれた片縮結から、女子就中遊女にうつたことが知られる。義經記に於ける靜の髪風は乃ち當時の世相の反映と見て可からう。

七 角ぐるの起原

歴世女裝考所引天和三年刊浮世物眞似口寫の伽羅の油いひ立詞に、「まつた女中のだて風は、兵庫・つのぐる・いは島田・勝山りう」とある。この頃前述の兵庫番と共に行はれた女子髪風の一型式に「つのぐる」といふのがあつたことが判る。そしてその角ぐるが前にも引用した女用訓蒙圖彙に



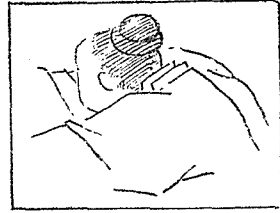
女第十八圖の如く載つてゐるの
第十圖から考へると、この名稱は角
入彙のやうな突起を作つてぐるぐ
載所ると髪を巻きつけたことが首

肯かれる。この類の髪風は元祿三年刊人倫訓蒙圖彙の賤しい身分の女にも見え、守貞漫稿に萬治中の下婢として掲げてあるのもこの風である。

女子結髪に前髪・鬢及び髻のあるのが常であるが、此等は結髪の初期にはなかつたのである。前

記人倫訓蒙圖彙所載蛭人の如き海底に潜つて動作するを業とする女子は、矢張角ぐるではあるが、引詰めて結つて鬢も髻も前髪も別に張出してゐないのは、勞働に際して髪が邪魔にならぬやうに結束したもので、毫も修飾の意義を有たぬからである。女用訓蒙圖彙の圖の如きは番それ自身は未だ原始的色調を脱しないけれども、前髪や鬢髻の張り出してゐるのは十分に修飾化された髪風たることが承認されよう。

この種の結髪は輕裝に際して長髪を結束するには最簡便にして、しかも引き締つた心持がするから、夙に行はるべきであるが、中世の繪には未だ女子にこの髪風が見當らないけれども、少年には往々その例がある。前に結髪の種類に第一類として挙げたのは即ちそれで、平治物語繪詞前九年合戦繪詞及び十界圖所見(第三圖・第四圖參照)はその好資料である。又彼の土佐光信の筆と傳ふる大



第十圖 大江山繪卷下所載

江山繪卷にも第十九圖に示す如く頗よく角ぐるに似たるものが見える。此等は引詰に結つてゐることや、前髪を左右に分けてゐるなどが、近代の角ぐるの鬢や髷を出し前髪を取つてゐると

異ふけれども、それらは枝葉の末で、その根幹を成せる結髪の主體に至つては兩者相契合してゐるのである。而してその差異の現れは一は垂髪時代を、他は結髪時代を象徴するもので、前髪を分けることはその髪を結ぶと結はざるとに關せず、中世の女子及び少年の最普通なる髪風であり、前髪を取り鬢を浮かすことは結髪を常とせる近世女子の常套方式であつたのである。

吾輩は曩に女丈夫坂額が寄手を射るとき、少年の如く結髪したことを述べ、その髪風の唐輪に對

する異同を疑問に付して置いたが、是に至つて平治物語や前九年合戦繪等に見る少年結髪が清水寺縁起や酒飯論のそれ等と類を異にすることを確めた上は、坂額の結髪は第三類の唐輪ではなくして、寧ろ第一類の丸形或はその變態とも見るべき第二類の長螺形と考へるのが然るべきである。

八 島田鬘の起原

江戸時代初期の女子結髪の一に島田鬘がある。島田といふ名稱が文献に見えるのは天和貞享頃からで、慶長とか寛永とかいふ頃には未だ見えぬことは歴世女裝考所説の如くである。しかしながら



第二日蓮聖人註畫
十圖 讀所載

この鬘が慶長以前既に女子の間に行はれたことは、天文の奥書がある日蓮聖人註畫讀に第二十圖に示す如き結髪が少からざるのでも判る。慕歸繪には前述

の如く少年にこの種の結髪を見る外に女子らしいものにも見受けたが、酒飯論には子供を抱いて乳を飲ませてゐる人物にこの類の髷が書いてあつて明確に女子たることが知られる。そこで更に遡つて古畫を調べると、既述の法然繪傳三三に第十圖に掲げた如く有髻男子にこの髷をしてゐるのがあるから、鎌倉時代には大人の男子にも往々この髪風が行はれたことが察せられる。さうして見れば鎌倉室町時代には男子の大人も少年もこの種の結髪をしたことが認められると同時に、少くとも室町時代には女子も亦往々同様の結髪をしたことが肯定されるのである。

然るに墮輪を研究したものは誰でも認める如く、この型式の髷は中世とごろか遙に遠い昔の上古時代に於て、たしかにしかも盛んに女子の間に行はれたのである。而してこの髪風は當時の我が文化に影響を與へた大陸には未だ類例が見當らな

い。そこでこゝまで遡つて考察を進めると、この髪風は寧ろ我が國に於ける女子固有の型式の如く思はれる。これが中世の文献に見えないからとて必しもその滅絶を意味するものではない。唯その流れが振はず、中流以上の社會には現はれることなく、落葉に埋もれた溪流の如く潜行しつゝ、鎌倉時代には時に男子にさへ行はれたこともあつたが、さすがに女子本來の結髪型式であるだけに、偶室町時代の畫にこれが徴證を求めることが出来たのである。島田形はかくの如くして中世末期に至り、女子結髪の風潮に促されて漸く擡頭してやがて再び盛行を見るに至つたのであらう。

この種の髷が江戸時代に東海道島田の宿の遊女から創つたといふのは享保刊近代世事談などの所説である。なるほど萬治の東海道名所記や寛文の古今夷曲集等に、大井川のはとりなる遊女にこの髪風があつたことが見え、島田髷といふ稱呼もそ

の頃になつて文献に見えるのであるけれども、これはこの種の鬘の起原を語るものではない。その島田の名を冠して呼ばれるやうになつたのは、例へば考古學者の間に所謂阿波式石棺のやうな關係があらう。又例へば陶磁器を瀬戸物といふやうな經緯があらう。粗製組合式石棺は全國に亘つていくらもある、けれどもそれが特に阿波地方に多いといふので、彼の地の笠井新也氏がさう發表してから一般に所謂の二字を冠しながらも用ひられるやうになつた。陶磁器の類の産地も決して尾張の瀬戸のみに限つたのではないが、その産額が特に多かつた關係から一地方の名が全國の同類品に通用されるやうになつたのである。この鬘が近世初期の遊女以前にあつたことも、はた島田以外の地方にあつたことも、最早明白なる事實であり、しかもその由つて來る所は遼遠の古にあることが肯定される時、今日もこの鬘が結婚の禮装に見られ

るのは興味深いことである。若しこれが舊説の如く端を醜業婦に發したものでならば、人世大儀のなる婚禮に花嫁がこの鬘を結ふのはけしからんといひたくなる。然るに管見を以てすれば上古以來我が國女子固有の結髮型式ともいふべきこの鬘が大正の今日まで遺存してゐることが承認されるのである。ひとり結婚の場合ばかりではない、彼の東北や九州その他の地方に於て忌中鬘と稱して葬式に見るところの髮風の如きも亦同系統であることから考へると、原始的の古俗が兎角儀禮の場合に遺存するといふ風俗史上の通則にも當嵌まるのである。要するに島田鬘は前記諸鬘と異なり、中に於て男子にも行はれたにしろ、その源泉は矢張女子に發したと見るが至當と思はれる。

九 筭鬘の起原

近世女風俗考所引俳書によれば承應明曆頃に筭

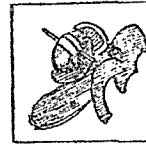
髷といふのが既に行はれてゐたのである。而してその型式は女用訓蒙圖彙に櫛枝髷カウヱと題して第二十

第二十一圖

女用訓蒙圖彙所載

一圖の髮風を掲げてある。又同書

「髮の事」の條にこの髷の由來を述べて、



笄ハシは下髮せし奉公人なご其勤しまひ、内々の局イノウヂなごに入りてくつろぎ、

又はおのがじ打寄る比、下髮は身持むづかしき故にぐるくこまはして、笄にて假りにしめおきたるなり。

其様面白しましていつしか常の結振りになりたるなり。

末の世は下髮せぬ人柄もなべて笄髷ハシカマをするなり。

と書いてある。熟この圖を見るに、垂髮の平元結

を卷きたる根元近く髪を屈し、その下に笄を通し、

その周りに髪を巻きつけたことが判る。同書所掲

御所風といふ髷も同型式で、唯髪カミの扱ひ方が緩く

笄ハシの代りに撥ハネ元結モトムスビを施した點が異ふだけのやうに

見える。斯くの如き髮風は右書所説の如く、下髮

して奉公する女子が表向きならぬ内々の場合にその長髪を處理する便法として然るべき仕方カタで、上文に引用したる大上臈御名之事の文と同じ心持から成立した結髮型式である。随つて若し主人の前マエに出ることが起れば、右手で笄を抜きさへすれば公の髮風下髮になるのである。後世の片はづしや下げ下地はその型式は違ふけれども、下髮を假りに笄で結びとめて、何時でも下髮の原形に復し得る點は同意義である。下髮を假りに元結で結ぶ點に重きを措いて見れば、所謂御所風は室町時代に行はれたる假りの髮風の直系の如く、笄髷はその旁系といひ得る。

笄は國學者の從來いふ通り髮搔カミカきの意で、中世以來男女共に所持したのである。その形は一端は幅廣く他端は細くこけてゐるのが常だ。近世の男子の裝刀に見るところの笄は可なり變遷してはゐるが、なほ古制が遺つてゐる。而して女子の髪に

用ひる兩端同じ太さの後世の笄に至つては全然古制を失つたものである。こゝに轉載した女用訓蒙圖彙の圖の笄の右の方が幅著しく濶く、左の方が至つて細いのは、貞享頃はなほ古調を保つてゐたことを知るに足らう。この笄の長さが後世の如く長くないことも亦古式の一要素として承認されよう。

斯くの如く中世以來常に所持してゐた笄を以て臨時に長髪を留めることは必しも江戸時代まで降らなくても、その以前に於て行はれさうなことがある。歴世女裝考に引用してある書に奇異雜談集といふ本がある。黒川眞道氏藏本の柳亭種彦の奥書によれば、天文中の編纂で傳はつた寫本は天正頃のものだらうといふ。この書の金鳳釵の物語の條に左の通りある。

唐には男女諸人皆髪を長うして髪を束ねて、髪の根に四五寸なる釵を横にさして髪を釵にかけてくるくミ

曲けて押しかうておくなり。日本に賤しき女の筋曲スデリガミいふが如くなり。

之に據れば、中世末期に筋鬘といふ女子の結髪があつたことが知られる。こゝにスデとは古語のスデリモデリなどあるスデリと同義で、今ならばクネリマガルとでもいふやうなことであるから、筋鬘とはすぢりたる鬘の意に外ならぬ。單に髪をぐる／＼巻きつけたのならば前述の角ぐるど類を同じうすべきやうに思はれるが、右の文意に依れば今の琉球の結髪の如く横にさした釵を中心に巻きつけたやうにも思はれる。果して然らば後の笄鬘と同意義に成立したと考へねばならぬが、實際は如何だらう。賤しい女子が當時笄を用ひたといふことは寧ろ疑問ではあるまいか。

笄を以て鬘を留める女子の髪風は未だ慶長以前の古畫に見當らないが、男子の場合ならばそれらしいものがある。上文分類の條に第六類の代表と

して掲げた第十一圖の如きは即ちその一例である。彼の條に既に述べた如く春日驗記繪詞には同式で元結を施したのがあるけれども、法然繪傳の第二十二圖 法然繪傳二六所載



同じ巻に見える第二十圖などは笄を横にしたと見て不可なきものゝ如くあるから、春日驗記所見は後世の笄

鬘のやうに元結と笄とを併用したと見られぬこともなからう。否少しも元結を使用せずに笄だけで結髪することは寧ろ困難であり、當時の少年垂髪シタケの根元は常に元結を施してあつたのである。

笄が腰刀に付物であることは更めていふまでもなからう。平常その腰刀を携ふるものがそれを以て臨時に長髪を處理するのは別に不思議はあるまい。吾輩はかう考へてこの第六類の案シタケの如く三山シタケ状態をなせる鬘を笄鬘の一種と見るのである。しか

しながらこの男子の笄鬘と江戸時代初期の女子のそれとは、唯笄を用ひるといふ點が一致するだけで、結髪型式の全然相違することは明白である。随つて兩者の間に型式推移の道程は認め難い。後者は蓋し女用訓蒙圖彙所説の如く、常に下髪するほどの身分の女子が便宜上假りにしたことで、前にも述べたる如く室町時代に宮仕する女子が引裂を以て下髪を假りに結んだのと同じ心理で出来たものであらう。たゞ、笄は使用してゐるけれども、これは古畫に見える男子の笄鬘らしいものは型式上没交渉と見て不可なからう。換言すれば女子の笄鬘は少年からうつつた唐輪や兵庫鬘とは異なり、自ら女子の間に發生した型式と思はれるのである。

一〇 結 語

女子結髪に鬘や髷を出すことは勿論のこと、別

に前髪を取ることゝ江戸時代の所産である。その黎明期ともいふべき室町時代末には孰れも未だ見えなかつた。そこで髪風の上から此等の部分を除けば、その核心を構成すべき髻に接する髻のみが残るのである。而してその髻たるや後世は千差萬別の觀を呈するけれども、それら變遷のあとを辿つて見ると、上文に述べたる如く初期にあつてはさう多種多様ではなかつたのである。その初期に於ける諸型式の由つて來るところを考察すると、唐輪・兵庫及び角ぐるの三者は主として少年の結髪から來り島田髻と笄髻との兩者は寧ろ女子のものとして成立したことを知り得たのである。

唐輪は江戸時代の中期には最早廢絶した。兵庫髻はその名こそ幕末までも遺つてゐるが、本來の型式は矢張中期に消え去つた。角ぐるに至つては華奢濃艶なるこの時代の思潮に對しては餘りに原始的で、遂に裝飾美を發揮するに至らずしてやん

だのである。然るに島田髻は一面には賣春婦にも行はれたけれども、他面に於ては婚葬兩儀に際し今なほ行はれつつある。笄髻に至つてはその變轉推移頗る繁瑣に亘るけれども、中流以上の片はづしや下げ下地に缺くべからざる笄が後には廣く髮飾の主要なるものとなり、遊女の髪にさへ挿されたことも事實であるが、今日に及んでもなほ既婚者を象徴する丸髻の核心を構成してゐるのは興味淺からざることである。

女子結髪の搖籃期が室町時代末にあつたことはこゝに繰返して述ぶるを要すまい。この時代は社會組織の上に大なる變動があり、隨つてすべての生活様式に多大の影響を及ぼした。女子が垂髪を常とせる舊來の習俗を打破して、身輕に結髪するに至つたのも、畢竟この時代的思想が然らしめたのである。是時に當つて同じ垂髪仲間で、既に屢結髪したる少年にその型式を學び、或は久しく社

會の下層に潜在したる原始型を復興したのも自然の歸趨といふべきではあるまいか。下髪の稱呼はなほ且つ上流の髪風に遺存してはあつたが、新しい結髪の氣運が海内に漲つた江戸時代初期に及ん

では、一般の鬘と同様前髪を取り元結を施し、更に時が移つては著しく兩鬘を張り、之を正面から見ただけでは普通の鬘と擇ぶところなきまでに至らなければ停止しなかつたのである。

足利義政の政治と女性 (上)

文學博士 三浦 周 行

一 父祖の模倣

東山時代の風流人としての義政が知られて居る割合に軍人政治家としての彼れは是迄餘り能く知られて居ないやうである。全社會の統制が、徹底的に破壊し盡くされた東山時代に獨り取り殘された彼れは、懲責任感の失せやらなかつた胸中の煩悶を酒や女乃至美的趣味に慰めるの外なかつたの

であるから、表面暢氣のやうに見えても、何處となく頽唐自棄の色彩を打消すことは出來ぬが、彼應仁亂勃發の數年前迄は、彼れの政治的生涯の花とも見るべき華美やかなる時代があつた。若し義政の一生を二期に分つことが許さるゝならば、所謂東山時代に對して、花御所時代の上半期を劃すべきであらう。

兄義勝の早世に依つて思ひ掛けなくも其後を受